

# 『今年4月から”口腔衛生の管理”が義務化』

令和3年度の介護報酬改定で口腔衛生管理体制加算廃止され  
入所者ごとに応じた口腔衛生の管理が基本サービスに組み込まれた。

令和6年3月末までは経過措置として  
努力義務であったが…

今年4月から義務化となる

主な内容として…

- ★歯科医師または歯科医師の指示を受けた  
歯科衛生士が当該施設の介護職員に対する  
口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回  
以上行う。
- ★技術的助言及び指導に基づき、入所者の  
口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し  
必要に応じて定期的に見直す。

介護職員の研修に  
口腔衛生関連のテーマを！！

口腔関連の加算のためだけでなく介護事業所が「処遇改善加算」を算定する場合職員向けに  
研修制度が必要になってくる。

ただ、内容がマンネリ気味で研修担当の職員が頭を抱えるというケースは少なくないはず。  
そこで、口腔衛生管理に関連するテーマの研修を協力歯科に依頼してみても…？

研修は当院の休憩時間（13：00～15：00）に実施予定です。（実施時間は1時間程度）  
お申込みは右に記載のLINEに希望日時、参加人数を添えてご連絡下さい！！



ご連絡お待ちしております  
おります♪♪



やまだ歯科には口腔衛生管理関連の資格また、様々な資格を保有しているスタッフが在中しています。

- ・口腔ケア推進士      ・NST      ・DHP摂食嚥下トレーナー
- ・介護口腔ケア推進士      ・介護福祉士      ・医療事務      etc...

研修を行うことで介護職員と歯科医師、歯科衛生士との距離感がぐっと近くなり利用者の義歯の不具合や口腔ケアの手技など口腔関連のお悩みを気軽に相談できるメリットが出来ます。